

「令和3年度農業の新しい働き方確立への支援事業」業務委託仕様書

1 目的

県内の農村地域では、高齢化の進展や人口減少に加えて他産業との競争等で、短期雇用のパート従事者等の確保が年々困難となってきた。

その中でも特に、高齢化や人口減少が急激に進んでいる「東紀州地域の柑橘産地」、製造業等の他産業との競合によりパート従業員の確保が厳しくなっている「北勢地域の施設トマト産地」では、農繁期における労働力不足が顕著であり、産地や農業経営体の維持・拡大には、労働力を確保する仕組みづくりが急務となっている。

また、労働力の確保が他産業と競合しやすい現状においては、農業経営体に、若者のみならず、多様な人材が定着しやすい環境が必要であるため、経営者の意識改革を図り、就業者に働きやすさ、やり甲斐を提供できる職場環境、人材を育成する体制・プログラムの整備等を進めることも不可欠である。

そのため本事業は、上記2つの産地をモデルとして、①産地を担う農業経営体等に多様な人材を派遣する仕組みの構築、②産地を担う農業経営体や関係者等の「働き方改革」の推進を目的として実施しているものである。

これまでの（令和元年、2年度）取組においては、農業経営体における雇用労働力の実態や労働力の受け入れ環境を調査したうえで、働き手となり得る人材とのマッチングを進めてきたところ、福祉施設を利用する障がい者や援農活動に取り組む大学生等の多様な人材が、農繁期における集出荷施設や農業経営体等の作業負担軽減に大きく寄与することが明らかとなってきた。

一方で、産地全体として働き方改革を進めるうえでは、①農業経営体等における労働環境や労働条件の改善効果を検証する必要があること、②農業経験の少ない人材がスムーズに作業に従事するためには、農作業解説動画を活用する等、短時間で作業を習得しやすい環境を整備する必要があること、などの課題が明らかとなってきた。

そこで、本年度においては、農業における働き方改革の一層の推進を図るため、これら課題を解決することを目的に、以下の業務内容にかかる委託事業を実施するものである。

2 業務実施地域（産地）及び調査対象

（1）北勢地域の施設トマト産地

木曾岬町の施設トマト産地を業務実施地域とする。調査対象は、地域内のトマト集出荷施設（1施設）並びに産地の中心的経営体（1経営体）であり、具体的な施設名、経営体名は、契約締結後に提示する。

（2）東紀州地域の柑橘産地

熊野市、御浜町、紀宝町の柑橘産地を業務実施地域とする。調査対象は、地域内のカンキツ集出荷施設（1施設）並びに産地の中心的経営体（1経営体）であり、具体的な施設名、経営体名は、契約締結後に提示する。

3 業務内容

（1）農業経営体等における働き方改革の取組支援

- ・契約締結後に提示する各産地の集出荷施設並びに経営体を働き方改革の取組支援対象とする。
- ・対象の施設、経営体に対して、労働環境の実態や改善の意向をヒアリングし、その結果を踏まえて働き方改革の具体的な提案を行うこと。

・上記提案の実践や人材育成・確保の取組等を支援し、さらに、下記（２）の業務で得られる働き方改革の効果の発信を通じ、経営者の意識改革も図ること。

（２）働き方改革の取組の効果検証

・契約締結後に提示する各産地の集出荷施設並びに経営体を対象とし、働き方改革取組の効果等について測定と検証を行うこと。

・効果等の測定は、労働力負担軽減効果、就業者の満足度、収益効果などについて、定量的な測定を行うこととする。定量的な効果測定が困難な場合は、定性的な評価を行うこととする。

・効果等の測定内容、測定方法、検証方法等については、県と協議のうえ決定すること。

（３）農作業の解説動画の作製等を通じた作業しやすい環境の整備

・東紀州地域の柑橘産地において、多様な人材が作業を習得しやすいよう、また、円滑に作業に従事できるよう、農作業の解説動画を作製すること。なお、北勢地域の施設トマト産地においては、昨年度に農作業解説動画を作製しているため、本年度は東紀州地域のみ業務とする。

・作製する動画については、収穫、出荷調整等の多くの労働力を必要とする作業を中心に３種類程度の作業を選定し、それぞれ３分間程度の動画とする。なお、対象とする作業、動画作製の手法等については、県と協議のうえ決定すること。

・農業経営体等を対象に、各経営体等が自ら作業動画を作製できるように、基本的な知識・技術等の習得を目的とする研修会を開催する等、産地において多様な人材が円滑に作業に従事できる環境の整備を図ること。

（４）農業の働き方改革の普及啓発

・各産地の取組の横展開を図るため、三重県が県域で農業の働き方改革推進に関するセミナー等を開催するにあたり、その支援を行うこと。

・セミナー等の開催は県との共催とし、講師の調整、PR媒体の作成、参加者の募集・申し込みのとりまとめ、会場設営等、セミナーの運営業務を支援すること。

・セミナー等の開催時期、また、講師の選定等は、県と協議のうえ決定すること。

（５）事業報告書

・農業経営体等における働き方改革の取組支援、働き方改革の取組の効果検証、農業の働き方改革の普及啓発等の業務の実施内容を取りまとめた事業実施報告書を作成すること。なお、報告書はA4縦サイズ、図表や写真を含めて30～50ページ程度とし、その概要版（A4横サイズ、4もしくは8ページ）も併せて作成すること。

・作製した作業解説動画は、データ形式（MP4形式など）で提出すること。なお、動画の著作権は県に帰属する。

・事業実施報告書及びその概要版は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

（６）その他共通事項

・契約締結後、受託者、県、関係機関による打ち合わせを3回以上実施し、事業内容の

検討、進捗の共有、情報交換等を図ること。なお、打ち合わせの実施時期、参加者、内容は県と協議し実施すること。

・実施に際しては、中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家の助言を得ながら行うこととする。なお、委託料には、調査、検証、動画作製等の実施費用（通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、旅費、謝金、機材・資材費等）に係る一切の業務（費用）を含み、中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家の助言に係る謝金・旅費等の費用、セミナー開催に係る会場費および講師の謝金・旅費等の費用については、県が負担することとする。

・仕様書に記載のない事項は、県と協議のうえ決定し実施すること。

・本事業の実施にあたっては、提案者が取り組んできた農業における働き方改革等の結果を十分踏まえ、効率的かつ効果的な事業推進を図ること。

・画像やイラスト等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

・新型コロナウイルスの状況等を踏まえ、事業実施に際しては、感染防止にかかる必要な措置を講じること。

・その他知事が必要と認める事項。

4 契約上限金額

金 1, 265, 000円（消費税および地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容および納期を遵守し、誠実に契約を履行できる者
- (6) 申請書および添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾できる者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

6 契約条件

- (1) 委託業務名 令和3年度農業の新しい働き方確立への支援事業業務
- (2) 委託期間 契約の日から令和4年2月24日（木）まで
- (3) 成果品 実施報告書（様式は契約時に指示する）
- (4) 成果品の提出期限 令和4年2月24日（木）

(現状調査結果等の中間報告を、令和3年11月1日(月)までに行うこと)

7 参加確認申請書の提出

(1) 本事業受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(様式第1号)を作成のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参、郵送、電子メールのいずれかで提出すること。(FAXによる提出は受け付けないこととする。)

提出期限は令和3年5月13日(木)15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

電話 059-224-2354 E-mail:ninaite@pref.mie.lg.jp

8 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和3年度農業の新しい働き方確立への支援事業業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

(1) 企画提案コンペの審査項目

ア 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。

イ 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、農業経営体等における働き方改革の取組支援、働き方改革の取組の効果検証、農業の働き方改革の普及啓発等の業務、農作業の解説動画の作製等を通じた作業しやすい環境の整備等の内容が具体的に記述されているか。

ウ 専門性：農業経営体等の働き方改革の推進、産地や農業経営体における労働環境の状況調査等のノウハウについて、豊富な知識を有しているか。または、過去の経験や実績を本業務に活かした内容となっているか。

エ 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。

オ 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

カ 実施体制：県等の関係機関、関係分野の専門家等と綿密に調整できる体制となっているか。また、資料や記録、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

(2) 企画提案書の審査

提出された企画提案書等により、選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。プレゼンテーションは実施しない。(令和3年5月26日(水)午後(予定)：三重県津市広明町13番地 三重県庁)

(3) 質問の受付および回答

ア 質問期間

令和3年5月12日（水）15時必着

イ 質問方法

FAX（059-223-1120）または電子メール（ninaite@pref.mie.lg.jp）で受け付ける。

その際、所属、氏名、連絡先を明記する。質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

ウ 回答方法

令和3年5月13日（木）までにEメール、FAXのいずれかにて回答する。

(4) 企画提案書の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

(5) 企画提案書の提出方法

持参又は郵送に限る。

*電子メール、FAX等での提出は受け付けない。

*郵送の場合は、電話にて到着確認を行うこと。

(6) 企画提案書の提出日

企画提案書の提出期限は、令和3年5月21日（金）15時までとする。

9 提出を求める企画提案関連資料

(1) 企画提案申請書（様式第3号） 1部提出

(2) 企画提案書（様式自由） 8部（正本1部、副本7部）提出

(3) 会社（団体）等の概要（既存のパンフレット等でも可） 8部提出

(4) 費用内訳書（消費税込み） 8部（正本1部、副本7部）提出

(5) 契約実績（様式第4-1号） 8部（正本1部、副本7部）提出

(6) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し 1部提出

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 契約実績証明書（様式第4-2号）

過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(4) 見積書（別途指示する）

(5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

1 1 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行う。

1 2 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

1 3 契約代金の支払い方法、支払い場所および支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1 4 見積および契約の手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨に限る。

1 5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 6 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取り扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の規定があるので留意すること。

18 その他

- ・企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

19 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部担い手支援課 担い手育成班

TEL：059-224-2354 FAX：059-223-1120 E-mail：ninaite@pref.mie.lg.jp

担当：富所、石原